



山梨県

山梨県酒類販売事業者支援金のご案内

本県におけるまん延防止等重点措置等の影響を受け、令和3年8月・9月の月間売上が令和元年または令和2年の同月比で**30%以上減少**または**2ヶ月連続して15%以上減少**した県内の酒類販売事業者の皆様に対し、支援金を支給します。

主な支給要件

※詳細は別紙「支給対象者の主な要件について」を参照

- ①山梨県内に本店もしくは主たる事業所を有する中小法人等または個人事業者等であること。
- ②酒類販売業免許または酒類製造免許のいずれかを取得していること。
- ③緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴い、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けていること。
- ④令和3年8月・9月の月間売上が**50%以上減少**している月においては、**国の月次支援金を受給**していること。

支給金額

- ・中小法人等：上限20万円～60万円/月
- ・個人事業者：上限10万円～30万円/月

売上減少割合に応じて、左記の金額を支給
(詳細は裏面を参照)

申請方法

郵送のみの受付となります。

※詳細は山梨県ホームページをご覧ください。(県トップページにもリンクがあります。)

<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syuruisienkin.html>

※申請書類等の様式は決まり次第掲載します。

受付期間・提出先

○受付期間
令和3年10月22日(金)
～令和4年1月31日(月)

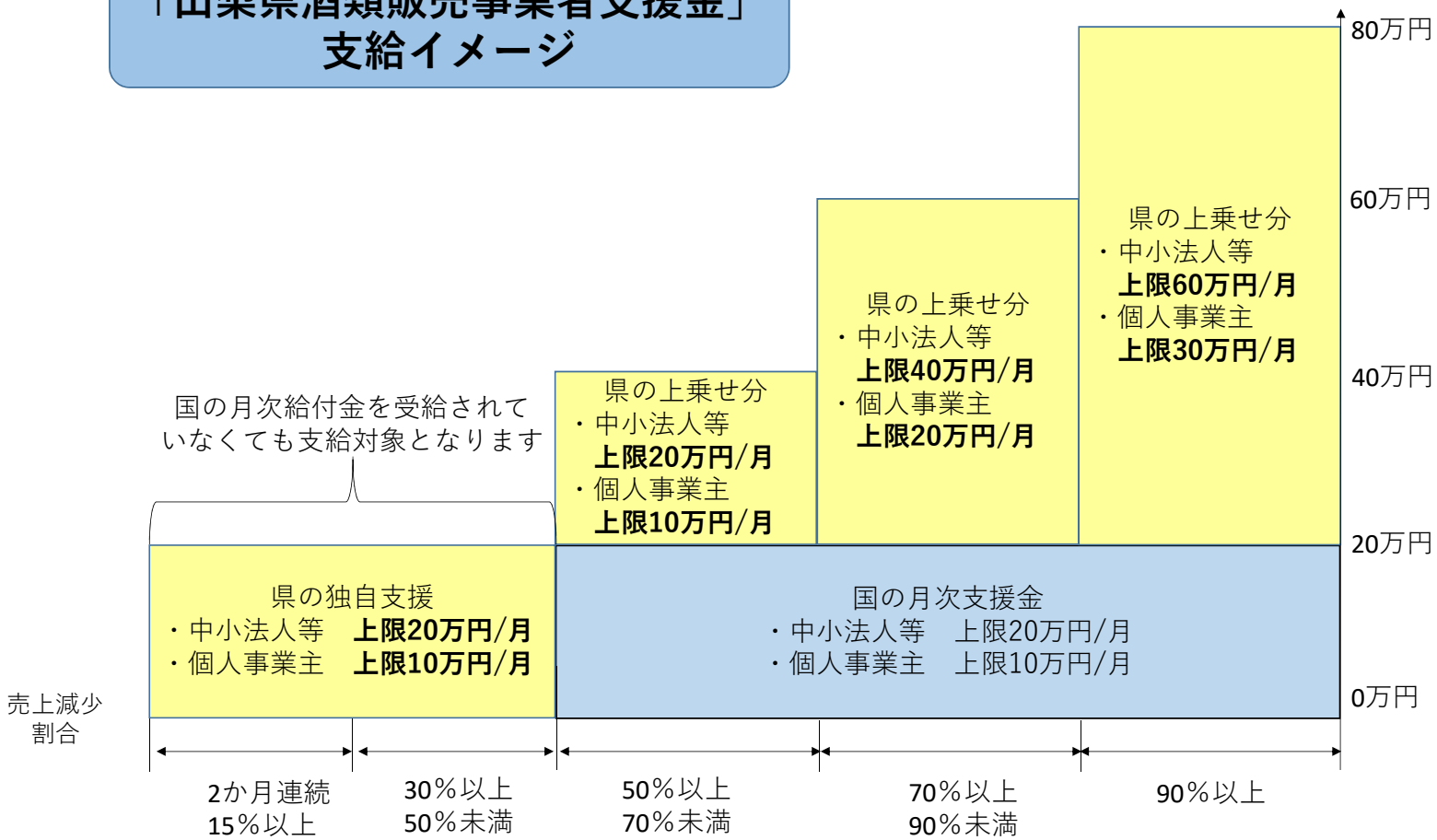
○提出・お問合せ先
山梨県酒類販売事業者支援金事務局

(住所)
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
産業政策課内

(電話)
055-223-1532

受付時間：平日午前9時～午後5時

「山梨県酒類販売事業者支援金」 支給イメージ



【参考】月次支援金について (国の制度)

主な給付要件

- 要件①：対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）に伴う
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- 要件②：2021年の対象月における月間売上が、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

申請受付期間

- ・ 8月分
9月1日（水）～10月31日（日）
- ・ 9月分
10月1日（金）～11月30日（火）

お問合せ先

- ・ 月次支援金ホームページ
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>
- ・ 月次支援金相談窓口
0120-211-240
(受付：全日8時30分～19時)



支給対象者の主な要件について

※変更・追加の可能性があります。

支給対象者について（主な要件）

本支援金の対象者は、山梨県内に本社もしくは主たる事業所を有する中小法人等または県内に住所もしくは県内で主たる事業活動を行う個人事業者等で、酒類販売事業を行っており、本県における「まん延防止等重点措置」の休業要請等に応じた飲食店との取引により影響を受けている皆様です。

全ての酒類販売事業者の皆様が対象になる訳ではありません。

【酒類販売事業】

令和3年3月31日以前から、「酒類販売業免許」または「酒類製造免許」のいずれかを取得し、事業を行っていること（申請日においても有効な免許であること）

【「まん延防止等重点措置」の休業要請等に応じた飲食店との取引による影響】

休業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引があり、事業者単位での令和3年8月・9月の月間売上が、令和元年または令和2年の8月・9月と比較して30%以上減少、または2ヶ月連続で15%以上減少（※）しており、50%以上減少している月においては、国の月次支援金を受給していること。

※8月分は、7月と8月、9月分は8月と9月

【その他】

- ・地方公共団体による休業または営業時間短縮の要請に伴い国の臨時交付金を用いた協力金の支払対象になっていないこと。
- ・他の都道府県による月次支援金に準じた支援金や協力金等を受給しておらず、今後も受給する意思がないこと。
- ・本支援金の支給を受けた後も事業の継続及び立て直しをする意思があること。

県ホームページのご案内

詳細は、以下の山梨県ホームページをご覧ください。（県トップページにもリンクがあります。）

<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syuruisienkin.html>

※情報は随時更新していきます。

※申請書類等の様式は決まり次第掲載します。